

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成29年11月8日 06時30分ごろ
発生場所	愛知県田原市赤羽根漁港東南東方沖 赤羽根港東防波堤灯台から真方位100° 4.7海里付近 （概位 北緯34° 35.2′ 東経137° 17.0′）
インシデントの概要	漁船漁進丸は、揚網作業中、推進器に漁網を巻き込み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年11月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 漁進丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	AC2-4179（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北西、風力 1 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、赤羽根漁港東南東方沖において、底びき網漁の揚網作業中、操舵室で操船に当たっていた船長が、減速しようとして主機のスロットルレバーを引いたつもりが、誤ってクラッチレバーを引いてしまい、後進になったことに気付いて慌ててクラッチレバーを前進に操作したところ、主機の運転ができなくなった。</p> <p>船長は、推進器点検用のぞき窓から推進器を見たところ、絡網しているのを認めた。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行い、海上保安庁の巡視艇にえい航されて田原市伊良湖港に入港した後、僚船により愛知県蒲郡市の造船所にえい航され、上架後、網が除去された。</p>
分析	本船は、赤羽根漁港東南東方沖において、揚網作業中、船長が、減速しようとして主機のスロットルレバーを引いたつもりが、誤ってクラッチレバーを引いて後進に操作したことから、慌ててクラッチレバーを前進に操作した際、推進器に漁網を巻き込み、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、赤羽根漁港東南東方沖において、揚網作業中、船長が、減速しようとして主機のスロットルレバーを引いたつもりが、誤ってクラッチレバーを引いて後進に操作したため、慌ててクラッチレバーを前進に操作した際、推進器に漁網を巻き込み、主

	機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・揚網作業中、機関を使用する場合は、主機の遠隔操作を確実に行うこと。